

発注情報詳細（調査委託等）

公表日	令和2年6月8日（月）	契約番号	5028	
入札方法	公募型指名競争入札（郵便入札）			
委託名	歴史博物館ほか37か所防火設備定期点検委託			
履行場所	横浜市都筑区中川中央一丁目18番1号ほか			
履行期間	契約締結日から令和3年2月12日（金）まで			
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX 045-664-7055			
最低制限価格制度	適用			
入札参加資格等	所在地	市内又は準市内	規模	—
	種 目	328:機械設備保守	順位	市内3位まで、準市内1位
	登録細目	(G)シャッター		
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③令和元年、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録されていること。</p> <p>④当該業務等に関する点検実績（官公庁・民間問わず）を有する者であること。 ア- 建築基準法第12条4項防火設備点検業務又は防火シャッター等保守点検実績。（元請・下請問わず） イ- 契約書、注文書等の写しを提出すること。（原本照合を求める場合がある。）</p>		
指名・非指名通知日及び通知の方法	令和2年6月19日（金）FAXにて発送			
設計図書の見覧	ホームページに掲載（ <a href="http://www.y-hozen.or.jp/">http://www.y-hozen.or.jp/</a> ）			
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書、委託業務経歴書		
	受付場所	総務部総務課契約係		
	締切日時	令和2年6月16日（火） 午後5時00分まで	申込方法	<p>①持参又は郵送 ②郵送宛先 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係</p>
質問	締切日時	令和2年6月11日（木） 午後1時まで		
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp		
	回答日時	令和2年6月12日（金） 午後1時		
	回答方法	ホームページに掲載（ <a href="http://www.y-hozen.or.jp/">http://www.y-hozen.or.jp/</a> ）		
入札書提出期限	令和2年 6月 25日（木）	午後5時まで必着		
開札時間	令和2年 6月 26日（金）	午前10時より		
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない	
契約担当課	総務部総務課契約係		電話 045-641-3124	

令和2年6月 提出

常務

部長

課長

係長

課員

設計

## 委 託 設 計 書

委託名 歴史博物館ほか37か所防火設備定期点検委託

履行場所 横浜市都筑区中川中央一丁目18番1号ほか

金 円

履行期限 令和3年2月12日

備考

歴史博物館ほか37か所防火設備定期点検委託						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
定期点検等調査		1	式			
合 計						
消費税等相当額	税率 10%	1	式			
委託費						

## 歴史博物館ほか37か所防火設備定期点検委託

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
定期点検等調査						
1. 12条防火設備点検		1	式			
合計						

歴史博物館ほか37か所防火設備定期点検委託						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1. 12条防火設備点検						
防火設備点検	Aランク 点検対象台数 1～6台以下	28	か所			
	Bランク 点検対象台数 7～19台以下	6	か所			
	Cランク 点検対象台数 20～39台以下	3	か所			
	Dランク 点検対象台数 40～59台以下	1	か所			
小計						

## 令和2年度 公共建築物点検委託仕様書

### 1 委託名

歴史博物館ほか37か所防火設備定期点検委託

### 2 目的

公共建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12条点検」という。）を行う。

### 3 対象施設

別紙1「対象施設一覧」による。

### 4 履行期限

(1) 契約締結日から 令和3年2月12日 までとする。

### 5 業務内容

#### (1) 12条点検の実施

12条点検実施要領（別紙2）に従い、建築基準法第12条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という。）について点検を行う。

#### (2) 劣化部位修繕提案書の作成

劣化判定された部位の修繕方法として修繕費が概ね100万円以上であるものは、協議の上、修繕内容に即した概算工事費を提出する。

### 6 資料の貸与及び返却

(1) 本業務にあたり（公財）横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という）から貸与する資料は次のとおり。

ア 施設図面

イ 前回報告書

(2) 貸与資料は業務終了後、速やかに貸与者へ返却する。

### 7 事前準備及び事前調査

(1) 効率的な点検実施及び点検時、点検後の齟齬<sup>そご</sup>を防ぐために次のことを行う。

ア 保全公社貸与資料、対象施設一覧表（別紙1）により、対象施設の建物概要や防火設備設置場所、個数等を事前に確認する。

イ 現地へ出向き前アを確認すると共に、施設管理者と点検実施候補日、点検時同伴依頼する直近消防設備点検者連絡先<sup>\*</sup>1、施設で実施している関連機器の保

守点検報告書の内容確認、現状の防火設備の作動状況、不具合等をヒアリングにより情報を得る。(※1.自社手配での委託消防点検者、又は、自社での消防設備関連の点検者等は、受託者の責任において行うことができる)

ウ 前イは、小規模施設、少数防火設備等で点検者が不要でないと判断した場合は省略でき、電話等の対応、点検当日の点検前ヒアリングで済ませることができる。

- (2) 施設管理者に対し、前(1)での内容を、書面もしくは電子メールで伝え確認する。
- (3) 現地点検実施日時は、施設管理者と運営に支障の無いよう協議し決定する。

## 8 現地調査(前7(1)イで確認済みの内容は除く)

### (1) 施設管理者へのヒアリング

施設管理者から現状の作動状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。ヒアリングでの内容は、別添ヒアリング票に記載する。

### (2) 各種点検報告書等の確認

施設が発注している点検について、本点検と関連のある直近の報告書を確認する。点検対象部分について指摘がある場合は、その箇所を再確認し、是正が必要な場合は所定の報告書に指摘年月日と共に内容を記入する。

### (3) 点検の実施

前二項を踏まえ、実施要領(別紙2)に従い実施する。

- (4) 点検の対象を問わず、脱落、落下、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、該当欄に記載する。

## 9 現地調査に伴う注意事項

- (1) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (2) 安全対策について万全を期すとともに、万一事故・故障等が発生した場合は、速やかに保全公社に連絡し、受託者の責任において対応する。
- (3) 対象防火設備の全数点検を実施すること。
- (4) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (5) 点検時に機器に塵埃があれば簡易清掃、油切れによる不具合程度であれば注油及び各部の緩みがあれば増し締めを行うなど、改善可能なものは行う。
- (6) 前(5)に加え、作動時に点検項目の数値範囲外、作動の停止等の要是正内容に関しても簡易な調整等で改善可能であればこれを行う。
- (7) 仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合、及び施設運営に支障をきたす場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (8) 点検終了後、点検者が操作した電源スイッチ及び各種スイッチ類等は定位置に



必ず戻し、点検前の機能が維持できるようにすること。また、最初の状態を記録し、点検終了後に記録と合わせて確認すること。その際に管理者等の確認を得ること。

- (9) 調査に必要な足場、測定機器、工具等は原則的に受託者の負担とする。

#### 1 0 確認の省略

次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応等を報告書内に記載する。

- (1) 点検口がない、或いは適切な位置にない場合（周囲に体の一部を入れることにより点検可能な点検口がある場合を除く）
- (2) 目視、触診等の点検が障害物により確認困難な場合
- (3) その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

#### 1 1 業務計画書の提出

- (1) 契約締結後 10 日以内に、業務計画書（組織表、緊急時連絡体制表、施設点検者一覧表、点検者の資格証明書、年間工程表を含む）を提出する。
- (2) 内容に変更がある場合、速やかに保全公社担当者へ報告する。
- (3) 点検日が決定次第、担当点検者を保全公社所定の様式に記載し、随時保全公社担当へ提出する。提出のない場合は点検を実施することは出来ない。

#### 1 2 成果品の提出

- (1) 成果品は、成果品作成要領（別紙 3）に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出し、保全公社の確認を受ける。
- (3) 保全公社の確認後必要な修正を行い、成果品を次の期限までに電子データにて 1 部納品する。（なお、保全公社確認段階は紙ベース報告書にて行う）

成 果 品	期 限
報告書	令和 3 年 2 月 5 日

#### 1 3 その他

- (1) 業務上の疑義が生じた場合は、随時保全公社担当者と調整を行う。
- (2) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

#### 1 4 添付資料

- (1) 対象施設一覧表（別紙 1）
- (2) 12 条点検実施要領（別紙 2）
- (3) 成果品作成要領（別紙 3）

2-1 対象施設一覧表

委託名：歴史博物館ほか37カ所防火設備点検委託

代表	施設番号	棟番号	施設名	棟名	複合	所在区	ストックマネージャー局	防火扉 (台数)	ヒューズ付防火扉	防火シャッター	ヒューズ付防火シャッター	ドレンチャイ	計 防火扉×0.5	備考	防火備ラック数	防火備ラック
◎	224000107	22400010701	中川西地区センター	単独	本市単独施設	都筑区	市民局		2				2		2	A
◎	224000303	22400030301	歴史博物館	単独	本市単独施設	都筑区	教育委員会事務局	5	2				7		5	A
◎	224002105	22400210501	北山田地区センター	単独	本市単独施設	都筑区	市民局	3					3		2	A
◎	224004103	22400410301	仲町台消防出張所	単独	本市単独施設	都筑区	消防局		1				1		1	A
◎	224004105	22400410501	仲町台地区センター	単独	本市単独施設	都筑区	市民局	1	2				3		3	A
◎	224005305	22400530501	都筑スポーツセンター	単独	本市単独施設	都筑区	市民局		5				5		5	A
◎	224005502	22400550201	加賀原地域ケアプラザ	単独	本市単独施設	都筑区	健康福祉局		1				1		1	A
◎	224006202	22400620201	都筑地区センター	老福・地区センター	本市施設との複合	都筑区	市民局	9					9		5	A
◎	224006203	22400620301	つづき緑寿荘	老福・地区センター	本市施設との複合	都筑区	健康福祉局						0		0	
◎	224006204	22400620202	都筑プール	プール棟	本市施設との複合	都筑区	市民局	4	3				7		5	A
◎	224006205	22400620203	障害者研修保養センター横浜あゆみ荘	あゆみ荘棟	本市施設との複合	都筑区	健康福祉局	9	1				10		6	A
◎	224006206	22400620601	葛が谷地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	都筑区	健康福祉局	1	2				3		3	A
◎	224006207	22400620601	北部地域療育センター	複合単独	本市施設との複合	都筑区	子ども青少年局						0		0	
◎	225000101	22500010101	美しが丘西地区センター	単独	本市単独施設	青葉区	市民局		2				2		2	A
◎	225000201	22500020101	美しが丘地域ケアプラザ	単独	本市単独施設	青葉区	健康福祉局	1					1		1	A
◎	225002405	22500240501	青葉公会堂	複合単独	本市施設との複合	青葉区	市民局	3	2				5		4	A
◎	225002407	22500240501	青葉スポーツセンター	複合単独	本市施設との複合	青葉区	市民局						0		0	
◎	225002406	22500240601	青葉区総合庁舎	青葉区総合庁舎	本市単独施設	青葉区	市民局	19	16				35		28	C
◎	226000204	22600020401	みどりハイム	単独	本市単独施設	緑区	子ども青少年局	3	1				4		3	A
◎	226000601	22600060101	白山地区センター	単独	本市単独施設	緑区	市民局		2				2		2	A
◎	226001103	22600110301	緑スポーツセンター	単独	本市単独施設	緑区	市民局		2				2		2	A
◎	226001104	22600110401	中山みどり園	単独	民間	緑区	健康福祉局		1				1		1	A
◎	226001105	22600110501	中山地区センター	ハーモニーみどり	本市施設との複合	緑区	市民局	1	7				8		8	B
◎	226001106	22600110501	中山地域ケアプラザ	ハーモニーみどり	本市施設との複合	緑区	健康福祉局						0		0	
◎	226001107	22600110501	緑区福祉保健活動拠点	ハーモニーみどり	本市施設との複合	緑区	健康福祉局						0		0	
◎	226001108	22600110501	シルバー人材センター 緑事務所	ハーモニーみどり	本市施設との複合	緑区	経済局						0		0	
◎	226001109	22600110501	中山福祉機器支援センター	ハーモニーみどり	本市施設との複合	緑区	健康福祉局						0		0	
◎	226001207	22600120701	ほくほくの郷	単独	本市単独施設	緑区	子ども青少年局		1				1		1	A
◎	226001303	22600130301	緑区総合庁舎	本館	本市施設との複合	緑区	市民局	17	6	1	12		36		27	C
◎	226001304	22600130301	緑公会堂	本館	本市施設との複合	緑区	市民局						0		0	
◎	226001607	22600160701	India International School In Japan	霧の里1.1	本市施設との複合	緑区	経済局	1	2		3		6		6	A
◎	226001608	22600160701	霧が丘地域ケアプラザ	霧の里1.1	本市施設との複合	緑区	健康福祉局						0		0	
◎	226001609	22600160701	霧が丘コミュニティハウス	霧の里1.1	本市施設との複合	緑区	市民局						0		0	
◎	226001612	22600160701	霧が丘防犯防災活動センター	霧の里1.1	本市施設との複合	緑区	緑区						0		0	
◎	226002521	22600252101	十日市場地区センター	1棟	本市施設との複合	緑区	市民局		1				1		1	A
◎	226002524	22600252401	緑図書館	複合単独	本市施設との複合	緑区	教育委員会事務局	6	8				14		11	B
◎	226002525	22600252401	十日市場地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	緑区	健康福祉局						0		0	
◎	226002526	22600252401	緑ほのぼの荘	複合単独	本市施設との複合	緑区	健康福祉局						0		0	
◎	226002602	22600260201	長津田地区センター	本棟	本市施設との複合	緑区	市民局				2		2		2	A
◎	226002603	22600260201	つたのは学園	本棟	本市施設との複合	緑区	健康福祉局						0		0	
◎	227004304	22700430401	藤が丘地区センター	単独	本市単独施設	青葉区	市民局		1				1		1	A
◎	227004501	22700450101	若草台地区センター	単独	本市単独施設	青葉区	市民局	1	2				3		3	A
◎	230000107	23000010601	矢向地区センター	1棟	本市施設との複合	鶴見区	市民局	2	6				8		7	B
◎	230000108	23000010601	矢向地域ケアプラザ	1棟	本市施設との複合	鶴見区	健康福祉局						0		0	
◎	230000404	23000040401	鶴見スポーツセンター	単独	本市単独施設	鶴見区	市民局		2				2		2	A
◎	230001104	23000110401	未吉地区センター	単独	本市単独施設	鶴見区	市民局	1					1		1	A
◎	230004507	23000450701	高齢者保養研修施設ふれーゆ	単独	本市単独施設	鶴見区	健康福祉局	8	7				15		11	B
◎	230004801	23000480101	国際学生会館	複合単独	本市施設との複合	鶴見区	教育委員会事務局	14	35				49		42	D
◎	230004802	23000480101	湖田地区センター	複合単独	本市施設との複合	鶴見区	市民局						0		0	
◎	230004803	23000480101	湖田地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	鶴見区	健康福祉局						0		0	
◎	230005108	23000510801	鶴見区総合庁舎	複合単独	本市施設との複合	鶴見区	市民局	13	20				33		32	C
◎	230005109	23000510801	鶴見消防署	複合単独	本市施設との複合	鶴見区	市民局						0		0	
◎	230005113	23000511301	鶴見図書館	複合単独	本市施設との複合	鶴見区	教育委員会事務局	2	2		4		8		7	B
◎	230005124	23000511301	鶴見保育園	複合単独	本市施設との複合	鶴見区	子ども青少年局						0		0	
◎	230005209	23000520901	生麦地区センター	単独	本市単独施設	鶴見区	市民局		2				2		2	A
◎	230007107	23000710701	駒岡消防出張所	単独	本市単独施設	鶴見区	消防局	2					2		1	A
◎	230007604	23000760401	寺尾地区センター	複合単独	本市施設との複合	鶴見区	市民局	4	5				9		7	B
◎	230007605	23000760401	鶴寿荘	複合単独	本市施設との複合	鶴見区	健康福祉局						0		0	

## 12 条点検実施要領

### 1 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、次の法令に準じた防火設備の点検を実施する。  
建築基準法第 12 条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という）に準じた点検を行う。

### 2 点検者の要件

点検者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

#### 防火設備

- ア 建築基準法第 12 条に規定する一級建築士又は、二級建築士
- イ 建築基準法第 12 条に規定する防火設備検査員

### 3 点検の方法及び結果の判断基準について

点検の方法及び結果の判断基準については次を適用すること。

- ア 建築基準法第 12 条第四項に基づく告示第 723 号
- イ その他 「調査・検査方法、判定基準の解説（防火設備）平成 29 年 1 月神奈川県内 13 特定行政庁」を原則とする。

### 4 点検表について

点検は、次の様式に記載すること。

[様式 1F] 12 条点検 点検表（防火設備）

他に、防火設備点検表測定データ、防火設備ヒアリング票

### 5 その他

- ・点検実施は、委託仕様書 7 事前準備 (1) にあるように、原則対象施設の直近消防設備点検者の同伴を行うことを前提として実施するものとする。
- ・成果品作成にあたっては、別紙 3 成果品作成要領を参照すること。

## 12条点検 点検表(防火設備)

点検者情報			
	氏名	所属又は勤務先	資格
代表となる点検者		(公財)横浜市建築保全公社	
その他の点検者			
その他の点検者			

建物基礎情報			
建物名称	〇〇センター		
建物所在地			
施設番号		棟番号	
建物構造		建物階数	地上 階 地下 階
建物延べ面積	m <sup>2</sup>	竣工年度	年
防火設備の概要	<input type="checkbox"/> 防火扉( 台) <input type="checkbox"/> 防火シャッター( 台) <input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン ( 台) <input type="checkbox"/> ドレンチャー ( 個) <input type="checkbox"/> その他 ( : 台)		

不具合等の状況							今後の方向性		
番号	修理・更新	点検部位名称	不具合の場所	状況	対策等	写真No	A	B	C

A:施設管理者の日常点検、B:施設管理者の修繕、C:長寿命化対策事業で検討

特記事項

# 点検表

建物名称: ○○センター

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>1 防火扉</b>					
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況		
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(4)		危害防止装置	作動の状況		
(5)	連動機構	煙感知器, 熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			予備電源への切り替えの状況		
(11)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(12)			容量の状況		
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(14)			再ロック防止機構の作動の状況		
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>2 防火シャッター</b>					
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置 ((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況		
(3)			スプロケットの設置の状況		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況		
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(14)			作動の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(18)			結線接続の状況		
(19)			接地の状況		
(20)			予備電源への切り替えの状況		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(22)			容量の状況		
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>3 耐火クロススクリーン</b>					
(1)	耐火 クロス スクリー ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(14)			結線接続の状況		
(15)			接地の状況		
(16)			予備電源への切り替えの状況		
(17)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	
(18)		容量の状況			
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		



番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備</b>					
(1)	ドレン チャー等  加圧送水装置	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況		
(4)		排水設備	排水の状況		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		
(6)			給水装置の状況		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			ポンプ及び電動機の状況		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	感知の状況		
(16)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(17)			結線接続の状況		
(18)			接地の状況		
(19)			予備電源への切り替えの状況		
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(21)			容量の状況		
(22)		自動作動装置	設置の状況		
(23)		手動作動装置	設置の状況		
(24)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			

## 写真帳

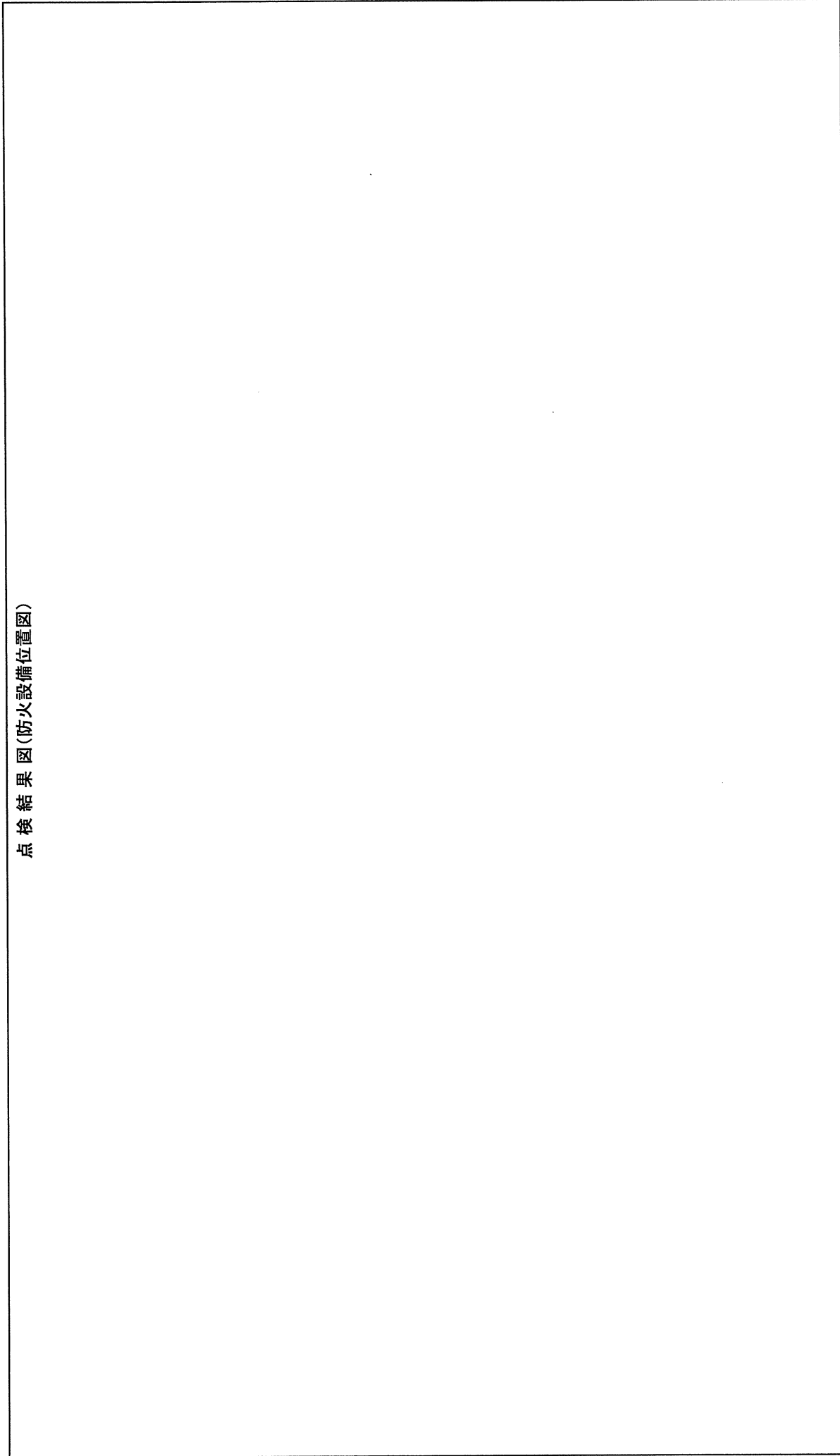
建物名称: ○○センター

No.1	番号				点検部位名称	場所	
						建物外観	
(写真貼付)						備考	

No.2	番号				点検部位名称	場所	
(写真貼付)						備考	

No.3	番号				点検部位名称	場所	
該当なし						備考	

点検結果図(防火設備位置図)



防火設備種別



防火設備種別・階数別通し番号

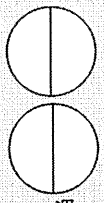
対象階(2階であれば「2」)

■防火設備種別

- D : 防火扉
- DD : 防火扉(くくり戸付)
- S : 防火シャッター
- SC : 耐火クロススクリーン
- DR : ドレンチャージャー

■連動制御器種別(記載色で区分)

- 赤 : 自動火災報知設備複合受信機が連動制御器に該当
- 青 : 自動火災報知設備複合受信機が連動制御器に非該当



建物名称 ○○センター

No.

F - 1/O

## 防火設備一覧表

符号	防火設備	サイズ		感知器種別	連動制御器 設置場所	危害防止装置の有無 (S・SCのみ)	開閉機の種別 (S・SCのみ)	製造メーカー	備考
		W	H						

※感知器の種別は「熱」「煙」「ヒューズ」など  
 ※危害防止装置の有無及び開閉器の種別は「防火シャッター」「耐火クロススクリーン」に限る  
 ※開閉器の種別は「電動式」「手動式(上部開閉式)」「手動式(下部開閉式)」「手動式(フック開閉式)」から選択













# 防火設備写真帳

建物名称：〇〇センター

防火設備符号	(例) S101	防火設備符号		備考
(写真添付)		(写真添付)		

防火設備符号		防火設備符号		備考
(写真添付)		(写真添付)		

防火設備符号		防火設備符号		備考
(写真添付)		(写真添付)		

# 防火設備ヒアリング票（兼 報告書）

## 基礎情報

建物名称	〇〇〇		
点検日	令和 年 月 日		
点検者名	△△△	同伴消防設備会社:	
施設側担当者名	□□□□施設長		

## 施設管理者からの情報

- 1.現状でのメンテナンス情報、これまでの不具合・修理情報ほか、点検に際し特に注意する部分を得る、記載する。  
 2.点検終了後、不具合の箇所を口頭報告し、記載する。  
 ※本用紙は、施設側には提出せず保全公社へ1回目報告書と併わせて提出とする。(手書きでも良い)

	場所	管理者等からの状況情報、点検結果	点検終了後点検者からの説明
情報			
情報			
情報			
情報			
情報			
情報			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			

### 参照した各報告書

1. 消防設備点検報告書(平成30年〇月〇日 (株)〇〇サービス)

その他 点検者として全般的なことに対して感じたこと、意見等


## 成果品作成要領

本委託の成果品を次のとおり作成すること

## 1 共通事項

電子納品はCD-R又はDVD-Rを使用する。

## 2 電子成果品のフォルダ構成

## ア フォルダ構成

施設ごとに施設フォルダを作成し、各報告書を保存すること。

## イ フォルダ名の構成は次のとおり

項目	施設番号	_	施設名
記入例	225002405	_	青葉公会堂

例 施設フォルダ名：225002405\_青葉公会堂

## ウ 補足

- ・保存するファイルがない施設フォルダは作成しないこと。
- ・施設名は、添付した対象施設一覧（別紙1）に記載される施設名と同一とする。
- ・複合施設の場合、それぞれの施設ごとに該当する施設フォルダを作成し、共通の報告書ファイルを保存する。
- ・複数棟ある施設は、当該施設フォルダに全ての棟の報告書ファイルを保存する。

## 3 報告ファイル構成

ア 1棟に複数の施設が入っている（複合施設）の場合は、まとめて1つの点検報告書を作成すること。その際、点検報告書の「施設名称」「施設番号」欄には、複合施設を全て列記すること。順番は、代表施設を1番に、次からは施設番号順に並べる

## イ ファイル構成

項目	実施年度	_	業種	_	施設名	(棟名)
記入例	2020	_	防火設備	_	青葉公会堂	複合単独

例ファイル名：2020\_防火設備\_青葉公会堂他

※複合施設の場合、施設名に代表施設を記載し、その後に[他]を追記すること。

※代表施設の定義

- ・対象施設一覧表（別紙1）に記載のある「代表」欄に○印が付いているものが代表施設となる。

## ウ 複数等の場合

- ・複数の棟を保有する施設の場合、施設名の次に全角括弧内に棟名を記載する。

例ファイル名：2020\_防火設備\_神奈川県総合庁舎（本館）

## エ ファイルの大きさ

1ファイルあたりの上限データサイズは5MB/ファイルとする。上限データサイズを超える場合は、該当施設名および理由を担当者へ報告すること。